

「第3回補助事業に関する第三者委員会」議事録要旨

1. 日時：平成17年3月29日（火）
午後1時30分から午後3時00分まで
2. 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6F大会議室
3. 議題：(1) 今後の事業評価手法の導入について
(2) 補助事業の実施手続き及び評価基準について
(3) 平成17年度補助事業の概要について
(4) その他
4. 出席委員：大木委員、鈴木委員、永木委員、野村委員、宮崎委員
5. 農林水産省出席者：本藤生産局総務課課長補佐ほか
4. 役職員出席者：山本理事長、米田総括理事、伊藤総括理事、和田理事、山口理事、小林理事、津崎理事、山端監事、渡部監事ほか
5. 開会等
和田理事が開会を宣言した後、山本理事長が挨拶し、16年度の農畜産業をめぐる動向と関連対策、会計検査院の検査対象の拡大、補助事業への事業効果評価手法の導入等について述べた。
これに引き続き、宮崎座長は、議事要旨の公開について、委員会の終了後、委員の了承を得た上でホームページに公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。
6. 議事
和田理事から議題(1)今後の事業評価手法の導入について、議題(2)補助事業の実施手続き及び評価基準について、議題(3)平成17年度補助事業の概要において小林理事が畜産業振興事業、伊藤総括理事が野菜農業振興事業、津崎理事が砂糖生産振興事業及び蚕糸業振興事業について、それぞれ配布資料に基づいて説明した後、質疑応答を行った。また、議題(4)その他において、次回の委員会の開催日時を決定した。

・質疑

[議題 (1) 今後の事業評価手法の導入について]

(大木委員) 評価の導入は当然必要であり、この案で実施して良いと思う。資料 3 のコスト分析手法に係る単価の部分で、例えば講師謝金は 1 時間当たり単価で示しているが、アルバイト賃金、砂糖のシンポジウムは単価が不明である。同じように書いた方が分かりやすいと思う。

(和田理事) アルバイト賃金は 1 日当たりの単価、シンポジウムは参加者 1 人当たりの単位である。

(津崎理事) シンポジウムの 1 人当たり単価は、計画の段階で告知広告・会場費等の経費の総トータルを参加人数で割った金額 2 万 5,000 円を限度にしている。

(鈴木委員) 乳製品工場の整備等では製品の安全性が高まるというのが非常に重要な効果になるが、現時点の効果測定手法ではそこを適切に評価し、金額換算する手法がまだ十分には開発されていないと思う。事業によっては、そういうものが効果をみる上で大きなウエイトを占める場合もあるので、今後の研究課題として中長期的に検討いただければと思う。また、事業そのものとしては効果があったが、外生的な要因で見かけ上効果が出なかった場合には、ある程度補正をする必要も出てくる。その場合に、できる限り客観的にマニュアル化した形で示していく方向を考えると、外向けにも透明性、客観性がより確保されると思うので検討をお願いしたい。

(野村委員) コスト分析手法で、上限値を設定することになっているが、今は物価が下がっている時代である。逆にインフレになることもあり得るが、こういう中で、上限値を設定するのでは甘いような気がするがどうか。過去の例にならって上限値を決めて、それを上回るか否かをチェックすることは上限値の硬直性に結びつかないか。

(和田理事) 上限値は一番高いところというのではなく、過去のデータを見て、ばらつきはあるがその中から妥当な水準を選んで上限値に設定している。コスト分析手法については、これからまだ詰めていかなければならず、全部の費目を設定できたとは考えていない。上限値についても変動があれば、当然その検討の中に加えていかなければいけないと思っている。

(永木委員) 評価手法について検討しているものの 1 人だが、コスト分析手法はまだまだ課題を残していると思っている。便益を捕らえにくいものについて、コストをどのくらいかけたらいいか、そこを最大限チェックしようと考えてい

るので、ここまでは許されるというのではなく、本当に適正な水準になっているかということを見るのが重要と考えている。また、ニーズ性の検討、例えば会議だと、どういう内容の会議がどれくらい開かれるべきかというような検討も必要と考える。とりあえずこれでスタートして、さらに中身は詰めていくことになると思う。

[議題 (2) 補助事業の実施手続き及び評価基準について]

質疑なし

[議題 (3) 平成 17 年度補助事業の概要について]

(鈴木委員) 畜産の関係で、チーズ向け生乳の奨励金が 17 年度以降で 12 円ということだが、もとの取引価格が 30 円程度で、それに付加して生産者には 42 円程度入るのか。水準を知りたい。

(山口理事) 乳価はこれから乳業者と生産者側とで決定していくが、水準は従来から言えば 40 ~ 50 円でばらついている。奨励金については、17 年度事業では、基準年度の昭和 61 年度の取引数量である約 20 万トンから 16 年度までに増加した部分の約 10 万トンについてはキロ当たり 10 円、さらに 17 年度に上乘せになる部分については 12 円の単位で交付するという仕組みになっている。

(永木委員) 事業の名称に、緊急や特別という言葉がついているが、事業評価となると事業の目的や趣旨に沿って評価するので、こういう言葉を使うときになぜ緊急か、特別かという理由を付け加え、評価の時にそういう視点を取り込んでいく努力が必要ではないか。また、最近、国の事業は交付金型になってきているが、機構の補助事業は国の個別の対策を引き継いだものになっていると思う。事業によっては予算が少額のものもあるので、これからの方向としては交付金の考え方に近づけた方がよいと思う。つまり、ソフト部分に関しては、地元事業主体の意向をやや弾力的に受け入れる方式に。

(理事長) 交付金は現場のニーズに応じて用途が非常に弾力化されている。今、ご説明したのは、それぞれ個別具体的な補助事業に対するニーズがあるものに対して、機構が現場の需要を見積もり、申請者からの要請に基づき補助事業として採択する性格のものである。私どもは補助事業の実務的な執行機関として、中央の段階で事業の仕組みを作ったものに申請が上がってくればそれを精査して補助金を支出している。交付金の場合だと、機構を通さずに国から地方自治体という流れになると思う。交付金というのもあっていいと思うが、現に交付金という形での補助事業は実施していない。

ここ数年で、予算が小さい事業はメニュー化でまとめて、補助事業の本数はかなり減らしている。特にソフト事業などはまとめて、地域の実情に応じて自

由に採択できるようにする工夫はしている。ただし、例えば、家畜排せつ物の対策のようにナショナルミニマムというか国の中で1つの最低限の基準というものはあった方がよいものもある。そうした場合に、県の予算実施や裁量によって事業の実施状況に差があるようでは困るので、これらに拘らず実施するためには、国が補助金を交付して全国一律の基準をクリアすることが必要である。

事業に緊急がつくのは今年度にやらなければいけないとか、特別は特に重要な事業だから関係者に注目して欲しいというような思いがあって使っている。現場の事業実施主体においてもそういう気持ちを十分汲み取っていただいて、効率的な事業を実施していただきたい。また、評価もそういったことを踏まえて実施していきたいと思う。

(宮崎座長)すべてが特別とか緊急となると事業の趣旨が薄れる感じもするので、農水省との協議では1つの意見として念頭においてもらえればと思います。

7. 閉会

最後に、宮崎座長が他に質問及び意見がないことを確認し、閉会を宣言した。

以上のとおり、議事の経過概要及びその結果を記載して、ここに議事録を作成した。